

授業料免除の申請にあたってのQ&A (過去に問い合わせの多かった事例をあげています。)

《申請について》

Q 1 急病等のため、申請期間に申請できなかった場合、申請期間後も受け付けていただけますか？

A. **申請期間後は一切受け付けることができません。**また、**郵送での申請も受け付けられません。**原則、本人が持参したもののみを受理しますが、やむを得ない事情により本人が持参できない場合は、申請者の家族で申請書の記載内容を十分把握できている方が代理で申請してください。なお、申請時に身分を証明できるものをご提示願います。

Q 2 申請時に必要書類が間に合わない場合は、どうしたらいいですか？

A. 申請の際に申し出てください。不足書類があれば、別途指定される期日までに提出してください。

《出願資格について》

Q 3 収入の基準はどれくらいですか？

A. 家計基準については、所得の種類、家族構成、就学者の状況、家族の状況等により一律には言えません。しおりのP. 2「家計基準の算出方法」およびP. 16の別表2「家計基準(参考)」を参考にしてください。なお、免除の判定は、一定の予算枠がありその中で困窮度が高い者から順に免除されるため、申請状況により基準内であっても必ずしも許可されるとは限りません。

Q 4 第2クォーターから休学・復学する予定ですが、申請することはできますか？

A. 当該学期中に休学期間がある場合、申請資格を認めていません。

《提出書類について》

Q 5 所得証明書はいつのものを提出すればいいのですか。所得に関してその他に必要な書類は？

A. 前期分の申請時は、市区町村で発行される所得証明は **前々年度**の所得の証明となります。(前年度の所得証明が発行されるのは6月頃。)その他に平成28年分「源泉徴収票」、「確定申告書(控)」等が必要です。

Q 6 家族が昨年中に転職した場合は、どんな書類が必要ですか？

A. **平成28年1月以降中途就職、転職をした場合**は、勤務先で証明を受けた「給与支払(見込)証明書」(様式2)あるいは給与明細書(直近3ヶ月分)(写)を提出してください。自営業を始めた場合で証明書を提出できない場合は、年間の収入(所得)金額を推算して記入した申立書(様式自由)を提出してください。(しおりのP. 9の「前年1月以降に給与以外の所得者になった者」を参照してください。)また、**平成28年1月以降退職した場合**は、「退職に関する申立書」(様式9)を提出してください。

Q 7 母が専業主婦で収入がありませんが、所得証明書は必要ですか？

A. 無収入の方でも所得証明書(あるいは非課税証明書等)が発行されますので、必ず**世帯全員のもの**を提出してください。(しおりのP. 9の「無職(失業者)」の項目を参照してください。)ただし、就学している者(独立生計者は除く。)は提出の必要はありません。

Q 8 兄弟の在学証明書(様式6)はいつ提出すればいいのですか？

A. **平成29年4月以降の証明が必要**ですので、4月28日(金)までに提出してください。中学生以下の方は不要です。なお、高校および大学(国立を除く)の場合は、各学校発行の在学証明書でも構いません。

《世帯員について》

Q 9 同居している祖父母がいますが、2世帯住宅で生計は別にしています。「家族」に含まれますか？

A. 同居している祖父母が税法上別生計であっても、同じ敷地内に住んでいる場合は世帯員とみなしますので、「家族」欄に記入し、所得に関する証明(所得証明、年金通知書(写)等)を提出してください。

《独立生計者の認定について》

Q 10 独立生計者として申請する場合でも父母等の所得証明書は必要ですか？

A. 所得税法上、父母等の扶養親族でないことを証明できる書類として必要です。
※注：学部学生は、原則として独立生計者として認定することはできません。